

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月)午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 漆原寛(書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	7番 飯塚 輝雄委員、8番 大貫 勇一委員、のご兩人にお願い
	します。
	なお、本委員会への欠席通知は柿沼推進委員より出されております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	受付番号366号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与
	を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約800mの範囲に
	位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと
	思われます。受付番号367号は、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約400mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われます。受付番号368号では、譲渡人は耕作が難し
	いことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の
	自宅から、約200mに位置しております。申請の事由は、農業経営の
	拡張で問題ないと思われます。受付番号369号では、譲渡人は耕作が
	難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受
	人の自宅から、約200mに位置しております。申請の事由は、農業
	経営の拡張で問題ないと思われます。そのほか、機械、労働力、技術、
耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法	
第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満	
たしていると考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
8番	受付番号366号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、次のことを確認しました。なお申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。農地取得後は耕作し、農地法を遵守し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号367号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、次のことを確認しました。なお申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。農地取得後は耕作し、農地法を遵守し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号368号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はしません。また、全ての農地を耕作し、不耕作等により隣地に迷惑をかけないことを誓約します。なお今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号369号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	私は今般、農地法第3条の規定による許可申請の提出にあたり、次のことを確認しました。なお申請する土地の所在、地番、面積等は申請書のとおりです。農地取得後は耕作し、農地法を遵守し、農地の適

	<p>正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>	
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>	
(議案第2号)	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>	
	<p>引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	6 番	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。370号では、敷地を拡張するものです。息子が申請人の農地を一般住宅へ転用する手続きを進める中で、土地の調査の際に、自宅の敷地は農地であることが判明しました。そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
		<p>受付番号370号について調査報告いたします。</p>
		<p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p>
		<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
		<p>申請地は、(詳細に説明)です。</p>
		<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
<p>両親と 〇〇〇〇 に住んでおりましたが、両親は令和2年10月に亡くなっております。私が生まれた当時から別添添付の土地利用図の通り当申請地を宅地及び住宅への進入路として利用しており、現在に至ります。この度、息子が 〇〇〇〇 近くの農地を一般住宅へ転用する手続きを行っており、その土地の調査の際に、現在の住宅及び住宅の進入路が農地のままである事が発覚したため、私の代で当申請を行い是正することを決めました。</p>		

	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	既存宅地の面積はどの程度でしょうか。
事務局	730㎡です。
(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	371号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活が手狭となってきたため、自分達の家を持ちたいと考えていました。
	申請農地は、勤務地である救急病院まで30分以内の場所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	372号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、 の社宅で生活しており、結婚を機に家を持ちたいと考えていました。申請農地は、 小学校や大きな商業施設が近くにあり、住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。373号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、 に事務所を置く、医療法人です。申請農地は、令和2年11月に病院が使用する駐車場を目的として、3年間の一時転用許可を受けております。引き続き駐車場として使用していくことに、譲渡人の同意を得られたため、申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	一時転用申請の理由は新型コロナウイルス関係の専用病棟及び検診・検査が受けられる施設を整備する計画となったそうです。整備計画では、既存病院の職員駐車場において、早急に建設できるように
	計画していることから、職員駐車場が減少してしまい、その不足分を確保するため、今回、3年間の臨時駐車場敷として、一時転用の申請を行うものです。374号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、 に事務所を置き、太陽光発電事業を行って

	<p>いる法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。375号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は、実家で生活しており、このほど結婚を機に、自分の家を持ちたいと考えました。申請農地は父の所有地で、現在の生活に大きな影響もなく、将来の子育てや介護などお互いが協力できることもあり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。376号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、<input type="text"/>に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。377号では、一時転用の資材置場を設けるものです。譲受人は、<input type="text"/>に事務所を置き、プラ製品製造販売を行っている法人です。譲受人は、今年の7月に工場の敷地拡張の許可を受けております。同工事に際し、工場内での工事資材のスペース確保が難しいことから、一時的に資材置場が必要となりました。申請農地は施設敷地に隣接した場所にあり、譲渡人の了解も得られたことから、一時転用の資材置場敷として申請するものです。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外として、許可相当になるものと思われます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号371号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、<input type="text"/>（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般婚姻することになり手狭になってきた借家を自己居住用住宅の建築を計画しています。申請地選定理由は、 の緊急病院に勤務し緊急看護師を担当しており勤務地まで30分以内の距離にあり、実家に近く子育てで協力してもらえるため助かります。自然豊かで育児に適した環境である事も、選定した理由の一つであり静かな郊外の暮らしは子供の成長にも良いと考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号372号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度結婚することになり現在の社宅では手狭になるため新住宅の建築をしたいと土地を探しておりました。 で現在の通勤時間と変わらず駐車スペースを三台確保できる土地を条件とし市街化区域では見つからなかったため、範囲を広げ探したところ、希望していた条件に合致する土地を譲っていただけることになりました。勤務地に近く、小学校も近いため生活していくにも便利な場所であり、この土地に建築させていただきたいと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号373号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>移転時は職員駐車場312台を確保していたが、外来患者の増加、災害拠点病院の指定、コロナの専門病棟及び検査病棟の閉鎖については不透明になっていることや、新病院の建築計画も始まった等から病院敷地内の職員向け駐車場を3回に渡り整備してまいりました。</p> <p>しかし、新病棟の開院予定を思慮すると現在でも外来患者用駐車場389台分も満車状態となっています。来年の新病棟開設に併せ、職員増を考えると不足が想定されます。このことから、土地所有者の内諾も得られ、3年間の一時転用から改めて10年の予定として引き続き当院の職員駐車場として利用致したく申請を致すものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号374号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	ソーラーパネル設置可能な用地を探していたところ、該当地がインターネットの広告で売りに出ておりました。確認したところ太陽光発電の施設として条件が良い立地だと思いましたが、電力会社の高圧線も近くまで架空配線されているため電力会社との連系も問題ありません。計画している施設は3065㎡になり、太陽光発電規模としてはパネル合計出力358.56kw年間発電予想は394,000kwhで110世帯分の電力を作り出すことが出来ると思われまます。再生可能エネルギーへの取り組みに貢献出来て地域へも電力供給という形で貢献できると思えます。敷地境界内側にはフェンスと雨水流出抑制対策堤を設け外部からの侵入を防ぎ、安全対策をして雨水や土砂が隣地に流出しないように対策を行います。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
6番	受付番号375号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	近日中に結婚を考えており世帯分離をすることを決め、実家近くに住宅を設ける事により休日に父が所有する農地を耕作する手伝いができる事、育児を日常的に援助してもらえる事、将来両親の介護等助け合うことができるため当申請を行うに至りました。申請地東側に宅地が存在し、宅地集落性があり最適地であると判断したためです。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号376号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当該用地は現在休耕畑の状態であり現地権者は農業を行う見込みはなく、担い手がないことから弊社へ土地売買のお話をいただきました。周辺は他社太陽光発電所に囲まれており、周囲に日照を遮るような建物が存在しないことから適した土地と考えました。本事業

	<p>を通じて社会が目指すCO2削減や温暖化防止に寄与することができると考えており、申請する次第であります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7 番	<p>受付番号377号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>区域外の近隣整備工事として予定していた水路工事及び新設橋梁工事について区域内での作業スペース確保が難しい事、資材のストック場としてのスペースも狭く本件地権者様に相談したところ、農地の一部をお貸し頂ける事になり手続きを進めるに至りました。当地は、新設橋梁の築造、既存橋梁の撤去、水路整備箇所に隣接しており、作業の効率化には適地であり必要最低限の重機の利用で済ますことができるため周囲の農地への影響、用水路への影響も軽減できるため、最適地と考えております。なお、資材置き場兼作業場として整備する際にも養生シートを敷設後に砕石等の埋立てによりヤードを整備することもなく、開発区域内の耕地の耕作土を利用し完了後の耕地への復旧の際にも地権者様にご迷惑の無いよう配慮します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>375号の案件は370の土地に建てないのですか。</p>
事務局	<p>事前に県と協議済のため別の土地に建てる許可の見込みはございます。</p>
議 長	<p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）賃貸借権設定及び議案第5号農用地利用集積計画（案）使用貸借権設定については、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号及び議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、議案第4号では、「<input type="text"/>と、<input type="text"/>推進委員」が、議案5号では、「<input type="text"/>委員、<input type="text"/>委員、<input type="text"/>委員」として、</p>

	推進委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号、及び5号、農用地利用集積計画（案）について、一括して説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。表の右下の合計は、農家の方同士での農地の賃貸借権の設定の数量となります。新規及び再設定の人数の合計45名、面積 田116281、畑13758、合計130039㎡となっております。つづきまして、農家の方同士で農地の使用貸借権を設定の数量となります。新規及び再設定の人数の合計75名、面積 田83026、畑69371となっております。合計152397㎡となっております。以上で、議案第4号及び5号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。なお、議案第4号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、推進委員」の退席をお願いします。（委員の退席）</p> <p>ただいまの説明に対し、 の案件であります、事案番号13・14・15号を除いた案件について、ご質疑、ご発言を願います。（発言なし）特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号中、事案番号13、14、15号を除く、農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）挙手全員でありますので、議案第4号中、事案番号13、14、15号を除く、農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり決定し、市長市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。（委員の入室）</p> <p>続きまして、事案番号13・14・15号は の案件となりますので、退席をいたします。よって、議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、会長代理であります飯塚輝雄委員に議長の職務をお願いしたいと思います。（ 退席）</p> <p>少しの間、 に代わり、議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第4号のうち、事案番号13・14・15号の説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。ただいま議題となっている議案第4号中、事案番号13、14、15号の農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。挙手全員でありますので、議案第4号中、事案番号13、14、15号の農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり</p>

	<p>決定し、市長に答申したいと存じます。それでは、 の入室をお願い いし、これをもちまして、議長の職務を解かせていただきます。</p> <p>(入室)</p> <p>続きまして、議案第5号についても、議事参与の制限等に該当するため、 「 委員、 委員、 推進委員」の退席をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画(案)については事務局の説明のとおり 決定することに賛成の委員は「挙手」願います。挙手全員でありますので、 議案第5号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり 決定し、市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より 諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認 についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移 転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住 宅敷12件、駐車場敷3件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでご ざいですが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合 意の解約となります。2件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、 これは県許可のありました、8月分でございます。5条が11件 ございました。以上で、議案に関係します報告事項を終了させて 頂きます。</p> <p>① 10月の農業委員会定例会について ② 農地相談会について ③ 議案書回収について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和5年 10月 24日</p> <p>会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	